

請負工事施行成績評定要領の運用

平成23年10月3日制定

令和3年8月25日改定

要領第2関係

- 1 維持・修繕工事のうち工事受渡書による受渡行為が必要のない工事については、契約金額にかかわらず評定を省略することができるものとする。
- 2 契約を解除した工事については、次のとおりとする。
 - (1) 請負人の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。
 - (2) 管理組合の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。

要領第4関係

- 1 共同企業体が施行した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施行したものとみなして行うものとする。
- 2 評定は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、「工事施行成績評定基準」により行うものとする。

要領第5関係

工事施行成績評定表は、工事完成時の評定後、遅滞なく、工事施行成績採点表を添えて、管理者に提出するものとする。

要領第6関係

管理者は、評定結果を請負人に通知する場合においては、項目別評定表（別紙第1号様式）を作成し、別記第2号様式に添付するものとする。

要領第7関係

評定結果を修正すべきと認める場合とは、工事の請負契約書に基づく契約不適合責任期間中に工事目的物に重要な契約不適合があることが判明し、その契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害に賠償を請求した場合とする。

第1号様式（土木・營繕共通）

項目別評定表

発注年度		
工事名		
評価項目	細別	評定点／満点
1 施工体制	I 施工体制一般	/ 点
	II 配置技術者	/ 点
2 施工状況	I 施工管理	/ 点
	II 工程管理	/ 点
	III 安全対策	/ 点
	IV 対外関係	/ 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	/ 点
	II 品質	/ 点
	III 出来ばえ	/ 点
4 工事特性（加点のみ）	I 工事特性	/ 点
5 創意工夫（加点のみ）	I 創意工夫	/ 点
6 社会性等（加点のみ）	I 地域への貢献等	/ 点
7 法令遵守等（減点のみ）		
8 その他（減点のみ）		
評定点合計		/ 点
評定点		/ 点

(用紙寸法日本工業規格A4)